

自治労・東学ニュース

東京都学校事務職員労働組合（東学） 新宿区西新宿2-8-1 都庁第2本庁舎32階
（賃金確定闘争の結果特集号） 2023年11月16日 NO.654

11. 15都側最終回答 急激な物価上昇や 春闘賃上げ結果は反映できず、残念な結果に 人事委員会勧告の取り扱いは、勧告どおり

- 例月給 勧告通り給料表を全級全号給について引上げ改定 行政職給料表（一）1級・2級の昇給幅を是正 実施時期：令和5年4月1日に遡及して実施
- 特別給 勧告どおり0.10月分引上げ（4.55月→4.65月）勤勉手当に配分
※第4回都議会定例会で関係条例を議決後、できる限り速やかに支給

勤勉手当の成績率の見直し

- 加算額（成績率の原資）について以下のとおり見直し 下位からの減額分6%⇒13%
- 監督職層及び一般職層の職員を対象
※定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員を除く
- 実施時期：令和7年6月に支給する勤勉手当から適用

主任級職選考の見直し

- 人事委員会とともに選考内容や受験資格等を見直すことに加え、今後の執行体制の変化を考慮しつつ、合格者数と適切に設定 ○実施時期：令和6年度選考から

課長代理級職昇任選考・統括課長代理認定選考

- 定年引上げの影響、更に高度化・複雑化する都政課題への対応等を踏まえつつ、昇任者数・認定者数を適切に設定するとともに、引き続き課長代理の専門区分や統括課長代理の政策区分を拡充 ○実施時期：令和5年度選考から

「勤務間インターバル」及び「連続勤務の禁止」の見直し

- 対象を、出先事業所を含む時差勤務が導入されている全ての職場に拡大
- 勤務間インターバルの設定時間を変更
「8時間から11時間（原則11時間）」⇒「9時間から11時間（原則11時間）」
- 実施時期：令和6年4月1日

育児時間の見直し

- 利用期間を「生児の誕生日の1年6月後の前日の終わりまで」に拡大
- 実施時期：令和6年1月1日 ※会計年度任用職員も、常勤職員に準じて見直し

介護休暇の見直し

- 利用形態を中途変更することが出来る期間について、「連続する6月の期間内及び期間経過後における各承認期間に月1回」に見直し ○利用形態の中途変更について、「既に承認された期間を短縮する中途変更はできない」とする要件を撤廃
- 実施時期：令和6年1月1日

ハラスメント防止への意識醸成に関する取組等

ハラスメント防止等に係る標準職務遂行能力の見直し パワー・ハラスメントに関する取組 カスタマー・ハラスメントに関する相談体制の整備

その他、業務職給料表や給料の調整額の改定、帰住旅費の見直し、フレックスタイム制の見直し、災害休暇の見直し、夏季休暇の見直し、会計年度任用職員への勤勉手当導入・災害休暇の導入・介護休暇の見直し、福利厚生の見直しなど。

11.15 4者協は、都庁集会和都教委要請を行う

都段階の確定闘争に合流するため、都労連・都庁職の闘いに連帯するため、4者協（東学、アイム89、都障労組、東学臨労）として都教委に要求書を提出し、都教委要請行動を取り組みました。都教委の回答、都側の最終回答、都労連の妥結を受け、東学は、統一行動を中止しました。

【東学の単組要求】

学校徴収金等の私費会計は、私費会計のままでは、事務職員の「職務」とは言い難いものです。文部科学省は、2019年7月31日「学校給食費等の徴収に関する公会計化等の推進について（通知）」を通知しました。そこには、給食費の「公会計化を促進」し、徴収・管理を学校ではなく、「地方公共団体が自らの業務」として行うことを求めています。①東京都として、文部科学省の「通知」にある公会計化を推進すること。②都立学校の給食費を無償化すること。③東京都として、区市町村の無償化の財政支援（補助金）を行うこと。④東京都として、国に給食費の無償化に必要な学校給食法の改正と財政措置（地方交付税や補助金等の財政支援）を要望すること。

【4者協要求に対する都教委の総括的回答】

ただいま、皆様方から要請を受けました。去る10月13日、人事委員会が職員の給与に関する報告と勧告を行いました。今回の勧告におきましては、公民較差を解消するために例月給が全級全号給において引上げ改定となりました。特別給についても、年間支給月数を0、1月分勤勉手当で支給するとされています。例月給、特別給ともに引き上げることです。また、あわせて、長時間労働の是正について、職員の心身の健康保持に応じてワーク・ライフ・バランスの推進、誰もが働きやすい職場環境の醸成、有為な人材の確保等につながる極めて重要な課題であると指摘されています。教員につきましては、都教育委員会が「学校における働き方改革推進プラン」等で掲げた働き方改革の取り組みを引き続き推進し、一層の実効性を確保していくことの必要性が示されています。

私ども都教育委員会におきましては、これら人事委員会勧告の見解を厳粛に受け止めているところです。本日、皆様方から様々お伺いしましたけれども、これらについて任命権者として真摯に受け止め、総務局と都労連との協議を踏まえまして、対応していきたいと考えています。私からは、以上です。よろしくお願いいたします。

様々な意見を聞かせていただきました。勤労課所管外の話は、各所管にお伝えします。今後につきましては、必要に応じて、窓口で対応させていただきます。本日は、これで終了させていただきます。

【東学の判断】

統一行動を中止し「やむを得ず妥結」として都教委に回答

提案のありました事項につきまして、東学としては、「やむを得ず妥結」を決定しました。例月給の引き上げや一時金の0、10月分引き上げがあったとはいえ、急激な物価上昇や春闘の結果からすると、納得の出来るものではありません。勤勉手当の成績率の見直しには不満です。日々、児童・生徒の教育条件整備を担い、懸命に奮闘している事務職員の実態や思いを踏まえると、残念な結果だと言わざるを得ません。しかし、都労連が妥結したという状況を踏まえれば、東学も、やむを得ず妥結の判断をします。